

（停止表示器材）

**第66条** 停止表示器材の形状、蛍光及び反射光の明るさ、色等に関し、保安基準第43条の4第1項の告示で定める基準は、協定規則第27号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足改訂版の規則6、7及び8に限る。）に定める基準とする。